

一般事業主行動計画

全ての職員が、仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、能力を十分に発揮できるようにする為、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間

2、内容

(目標) 子供の出生時に父親が取得できる休暇制度の利用を、対象者全ての職員が取得できるように、そして取得しやすいようにする。

対策 職員に既制度（3 日間の休暇）の周知を図り、取得しやすい労働環境とする。

(目標) 既に整備済の育児休業、介護休業制度及び深夜業の制限、子の看護の為の休暇等、制度の啓蒙に努める。

対策 制度内容をできる限り周知し、該当事例発生の場合にはその利用がしやすいような環境、配慮を行う。

(目標) 大牟田地区（大牟田保養院、はなぞの）の、院内託児所の設置。

対策 今後、必要性等を検討し、職員の働きやすい環境づくりや、職員確保対策の一環となり得るようにする。